



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少かつ短期間に限る場合だけでも、配置の特例を公定価格へ影響させないことを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当初において請求事務等が煩雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。</p> <p>○保育士等の勤務環境については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと考えられる。また、同様に事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられない。</p> <p>○ご指摘の小規模保育の実施等については、受け入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転園することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を望む町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けていただける実施主体もないため、現行の保育所を活用したいと考えている。</p>				<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないかと。 ・特例を適用できる地域条件(例) ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある ②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ・保育の質の代替策(例) ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置 ○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名・児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。 ○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。 ○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等に連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができていない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。</p>	<p>○ 保育所の設備運営基準のうち、人員配置基準については、保育の質を支える上で特に重要なものであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を実年齢に定めることについて、ご提案のように特定の保育事業者の同意が得られた場合に限定すると、市区町村により配置基準の取り扱いが異なることとなり、全国一律の最低基準を維持することが困難となるため、保育の質の確保の観点から対応は困難である。</p> <p>○ 1次回答でも記載させていただいたが、配置基準を実年齢にすることにより、 ・実年齢に応じた頻繁なクラス変更などにより、本来同じ保育士、同じ仲間との安定的な関係のもと、はぐくむべき信頼関係の構築が難しくなるおそれがあること ・頻繁な配置基準の変更は、保育事業者や自治体の事務負担を増加させるおそれがあり、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。</p> <p>○ いずれにしても、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>
<p>他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説明を行っていく。」との1次アラインの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>
<p>○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なければ良いというものではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できない場合は保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。</p> <p>○当市においても保育ニーズを的確に捉えううえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中では、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても3、4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地域の安い地方都市とはいえ、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって喫緊の課題となっている現状を見れば、全国一律の基準ではなく、当市では、保育施設では保育室、ほふく室が廊下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補充することが可能であることから、基準を緩和したとしても保育の質は低下させずに待機児童を受け入れられるため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるように認めていただきたい。</p> <p>○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のところ参入業者は全くないため、事業の活用ができない。</p>				<p>【全国知事会】 保育士の配置面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」とする理由としては不十分である。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 本提案は、新たな特例の新設を求めているのではない。現行認められている特例の地域条件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。 現行の大都市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないかと。 ○ 認定・とも面は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないかと。 ○ 特例措置は平成31年度末までとなり、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の期限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないかと。 ○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないかと。 ○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。 このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。 ○ 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。 また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。 ○ 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地域要件を約7万円円に下げること、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針(平成28年4月7日雇児発0407第2号)」の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。 ○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に通じた物件は少なく、設置するには3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、緊急な対応を求める。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。	<p>【申請業務(市町村)上の支障】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの国の対応】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助</p> <p>■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助</p>	<p>【補助制度の一元化】</p> <p>事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮</p>	児童福祉法第56条の4の3、児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援取組同盟、広島市		<p>&lt;追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;</p> <p>青森市、秋田市、山形県、旭木市、安城県、川崎、船橋市、横浜、新潟県、新潟市、石川、長野、大垣市、豊田市、愛媛県、香川県、高松市、徳島市、高松市、伊丹市、倉敷市、徳島市、今治市、北九州、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、高崎市、宮崎県、宮崎市、福岡市、沖縄県</p> <p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。</p> <p>○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を継続すること等により、県・市町村・事業者とも担当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。</p> <p>保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園か保育所かで基準額が異なることになり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるように改善していただきたい。</p> <p>○施設整備の補助制度については、2つの交付金の申請(保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金)が必要である現状においては、事務負担(行政のみならず、申請する事業者についても)が大きい、効率的ではないと考えられる。国策にあるよう国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。</p> <p>○【申請業務(市町村)上の支障】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの国の対応】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助</p> <p>■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づき、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。</p>		<p>【山形県】申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。</p> <p>【横浜市】現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。</p> <p>【磐田市】事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p> <p>【箕面市】交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求めます。</p> <p>【東海市】内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び金額について事前に情報提供して頂きたい。</p> <p>【熊本市】事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>		<p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p>		<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続きの負担軽減について検討していただきたい。</p>



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事項であり、「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の任意項目化に特化した回答をいただきたい。特に、対応策として以下の提案をしているが、その点も検討いただきたい。</p> <p>・教育・保育施設以外での事業(小規模保育事業、一時預かり事業等)による代替保育の提供を認める。</p> <p>・同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能ことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能なことが確認された場合には、代替保育の提供に関する連携施設確保は不要であること及び連携施設に関する減算もなしことを明確にし、明文化する。</p> <p>○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、普段保育していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考えからである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたい。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不安があり連携できないとの意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。</p>		<p>【綾馬区】</p> <p>○制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これを一つの施設で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との数的・位置的なバランスから、おのずと連携項目別に連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複施設と連携するなど、複重で負担が大きくなる仕組みとなっている。</p> <p>○制度上、代替保育等の必要性は理解しているため、その円滑な設定の支援となるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならぬとされているが、待機児童が生じ、行政が保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの設定、事業者間の調整、利用調整事務の再構築など、大きく関与し支援を行わなければならない状況である。</p> <p>○これらの課題がある一方、待機児童解消に向け、地域ごとの保育需要に対応した地域型保育施設の整備を、当面の間進めたいかなければならない状況である。このような自治体においては、利用調整もしており、受け皿の確保と利用調整を円滑に実施する仕組みも必要となる。これらのことから、経過措置期間内に全ての連携項目における設定を成し遂げることは、極めて困難である。</p> <p>○制度上、代替保育等の必要性は理解しているため、その円滑な設定の支援となるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならぬとされているが、待機児童が生じ、行政が保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの設定、事業者間の調整、利用調整事務の再構築など、大きく関与し支援を行わなければならない状況である。</p> <p>①連携施設の対象範囲の拡大 ②待機児童解消と合わせて取り組むことを鑑みた経過措置期間の弾力的な運用 ③連携を受入れる保育所、認定こども園、幼稚園について、「連携を求められた場合は、最大限の協力をもって応じよう」に努める」など役割を明文化する等の方策をもって制度を見直していただきたい。</p> <p>【逗子市】</p> <p>○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育は、国家資格を所持していても雇えない者が、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについても、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たせる保障は無い。また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行うことが前提で有る中で、1対1の連携協定で卒園児全員を受け入れることは、事実上不可能に近いものと理解している。当市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を複数雇用し、急な職員の休職に対応可能な体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。ついでには、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」については任意項目とすべきと考える。</p> <p>○現行制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携協定を締結する必要があるものと考えており、責任の所在を伴う制度としての意義を持ちえないと考える。</p> <p>○特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて＞</p> <p>○連携施設が行う連携3項目(保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け皿)については、それぞれの連携項目を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設の施設・事業の種類を設定することができるのではないかと。</p> <p>○「代替保育の提供」にかかる連携施設として、地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)を認めることや、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の活用により代替保育を提供することを認める等の措置が可能なのではないかと。</p> <p>○「代替保育の提供」が必要となる場面は月数日程度であるという現状を鑑みると、「職員の病欠・休暇等の理由で月間数日程度は自宅保育してもらうことと契約時に明記する」等の方法も許容されるべきではないかと。</p> <p>○上記の対応を検討するに当たっては、公定価格の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。</p> <p>＜今後の検討スケジュールについて＞</p> <p>○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現場の現状を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。</p>	<p>○第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業者等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業者等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることにも鑑みると、当該要件に照らしても任意項目化することは困難である。</p> <p>○なお、一般に子どもが代替保育を受ける際は、通常と異なる環境に置かれるために緊張し、保育士も普段見ている子どもと異なることになる。このため、代替保育の提供先は、合同保育の実施等の「保育内容の支援」を通じて、連携する地域型保育事業の子どもの様子を把握できるとともに、子どもにとっても慣れた環境で保育ができることのほか、規模が大きく、緊急時の対応も可能と考えられる保育所、幼稚園、認定こども園が対象となっている。</p>
<p>○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環(昭和45年2月28日保健体育審議会答申)として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理得であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。</p> <p>○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。</p> <p>○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを明確にすると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。</p>		<p>【異面市】</p> <p>国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。</p> <p>その上で、公債権としての位置づけの整理(施設利用料か負担金か)、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないかと。</p> <p>○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。</p>	<p>学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。</p> <p>現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計は行っており、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も言めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
100	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る園の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学級及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の事務又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、園において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設的面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことから、また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。	認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の按分方法の調整などが不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援事業同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大坂市、神戸市	川崎市、青森市、秋田市、山形県、秋田市、岩手県、茨城県、川越市、船橋市、岐阜市、新潟県、新潟市、福井市、長野県、新潟市、浜松市、大垣市、磐田市、香川県、高松市、徳島県、高松市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、宮崎県、延岡市、沖縄県	<p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。</p> <p>○本市においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を2種類を行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっている。これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>○【支障事例】市で事業を行う際に、県の手算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。保育所部分と幼稚園部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、引上げ額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所が基準額が異なることになり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるように改善していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設的面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことから、また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。</p> <p>○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設的面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。</p> <p>○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について 27年度整備 認定こども園整備 29年度整備 認定こども園幼稚園</p> <p>認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2号認定こども(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることによって、業務体制の両輪が複雑化。また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請に影響を及ぼし、園との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も09年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、認定、文部科学省に協議した補助の内示内容等によって、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省からは内示が出ているが、補助金全ての分が揃わないと着工手続を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を認めない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続が「う」で行われず、非常に非効率であり、また、待機児童対策がままならない原因ともなる。</p> <p>○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない。計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。</p> <p>○【支障事例】幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が生じている。具体的には、今年度中に事業協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支援を求めている。経費按分調整等に係る事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していくために、一元的な管理体制の確立は十分な管理体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省と文部科学省を分けてそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている</p> <p>○【支障事例】園の経費で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の本化が図れておらず、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。</p> <p>また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設的面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】事業の負担軽減のため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。○施設整備の補助制度が厚生労働省と文科省に分かれていることによる支障は、基本的に提案団体の記載のとおりであるが、当該整備事業が2か年事業の場合、各年度の事業進捗率によって、さらに按分する必要が生じ、按分の按分といった計算処理を講ずるような状況であることから、数種の確認・照合事務が、単純に2倍(4倍)以上の労力となっている。特に、近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況となっている。</p> <p>また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な労力を必要としている。なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めていたにもかかわらず、都道府県に申請された安心こども基金を活用した整備補助事業において、その後の内示の時点で、予算不足を理由に当初想定していた内示額を一方的に引き削減され、その後の確定予算案の考えも同様とされている。追加内示があるまで設置されたことがあり、一括で手続きできる安心こども基金でも、補助事業を円滑に進めることができない状況である。○1期当たり、保育所機能、幼稚園機能別に事前協議、交付申請、実績報告、交付請求に係る処理時間がそれぞれ3時間程度を要しており、平成29年度実績で、2期(4分) およそ48時間の処理時間となっている。なお、平成29年度は4期分の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を優先させることから、相応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同提案する。</p> <p>子ども子育て分野については、運営、職員等の手当てしてきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当てだけで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋がりたいと考えており、定員管理所管理としても、本提案について、強く賛同したい。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当としているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考えられる。</p> <p>○平成28年10月鳥取県中部地震の災害復旧事業において、同事業が生じた。</p> <p>○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めたい。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の議案のスケジュールが複雑化した。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付要綱に基づく協議、調整、事業者への説明、積算の資料作りは時間を要した。</p> <p>○制度が2つに分かれているため、協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、業務量が増している。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増設を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき用件区分したうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策推進法整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。</p>	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいります。
106	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を徴収して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	○行政側の事情(税の更正や事務振り等)により、過年度の保育料を徴収して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務振り等)により、過年度の保育料を徴収して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	福島県、小牧市	<p>○保護者負担金の発生が急激に、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れがスムーズになる。</p>	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を徴収して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>事務手続きの面だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化等抜本的な解決を求める。 なお、今後の具体的な取組について示していただきたい。</p>	—	<p>【山形県】申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【横浜市】現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期を合わせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【釧田市】事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【実直市】交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。 【長崎市】内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市】事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>	—	<p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していきたい。</p>	
<p>児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。 幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で徴収すべき事象が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。 市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が19件であり、事務量の増加による負担は軽微と想定している。また、遡及徴収事項について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に対応できると思われる。 今回の提案は、税更正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を遡及徴収すべき事象が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けないよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。 1. 認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。 2. 1の実施を優先的な要項として、以下の手法も検討されたい。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園)に限られていることは、不合理ではないか。 児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。 待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。 ○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がなく、利用料の変更も市町村に帰責している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。 ○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。 ○以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。 ○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。</p> <p>幼稚園型認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じく学校であり、児童福祉施設でありかつ学校である幼保連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園型に認められるものではない。 利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の確保義務だけでなく、 ①虐待のおそれのある子供など、保護者の自由意志に委ねては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の助奨や支援、また助奨・支援を行ってもなお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第5項に基づき行う措置入所や ②障害のある子供など、市町村の利用調整を経てなお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所の対象となっており、市町村が積極的に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するため認められているものである。 児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることは困難である。(なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている。)</p>	





各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、今回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していただいたことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものと考えます。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。		補助の統合等については、一次回答のとおり、新制度全体5年後の見直しを議論する際に、検討を行うこととするが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成(特別支援教育経費)・多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を发出することとしたい。
審査基準についても明示していただきたい。		【群馬県】 Q&Aにおける審査基準の明示化や、採択事例の紹介、有識者審査の一部省略及び募集時期の弾力化など、提案事項に対する改善が図られている。 今後も、更なる採択事例の情報提供(特に、市町村規模での事業の概要を含む一覧表や、実際の実施計画書本体など)や、審査の簡素化・効率化及び基準の明確化を図られることをお願いしたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。		地方自治体における実施計画の策定を支援するため、審査基準については、Q&Aにより審査の観点やコストの目安等を明示しているほか、採択事例の公表、実施計画書の記載例の明示、有識者審査の包括承認等による効率化など、不断の見直しを行っているところである。 今後も、これら採択事例等の情報を順次追加していくとともに、説明会を開催し情報提供を行うなどして、本交付金による地方自治体の取組を更に支援していきたい。
本市では、現に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同様の教育の実施に努めているが、支給認定されない中で園の独自事業として行っている以上、例えば下記のようなケースにおいて、支給認定子どもに比較して法的な保障なく、満3歳に達していない児童や保護者の権利保護に重大な支障が考えられる。 ・入所申請に対する応諾義務(子ども子育て支援法第33条第1項)、幼稚園で選考が行われる場合に、満年齢に達していないとの理由で不利益な扱いを受ける(同条第2項)。 ・児童の発達や家庭環境に応じて、設置者と市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関との連携等により良質な教育・保育を提供されない(同条第4項)。 ・設置者が利用定員を減少した際に、必要な教育・保育の継続が行われない(同法第34条第5項)。 ・保護者の希望や養育状況に応じた、市町村によるあっせんを受けられない(同法第42条)。 上記のような事例は、幼稚園と保護者との契約において基本的な水準を保障されていると考えられるが、自らが十分に希望を表現できず、不当な扱いを受けても主張できない子どもに対しては、特に慎重な権利保護が必要であると本市は考えており、事故や問題事例が発生することがないよう、学校教育法第26条の年齢基準の引き下げを含め、制度面・財政面の両面から現行の1号認定児童に劣後しないような制度設計を検討いただきたい。 また、利用の保証がされおらず支給認定外児童であるために、正式な入所状態の把握がなされていない。このことから、園が同様のサービスを提供しようとする前提としながらも、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、満3歳到達時から支給認定を受けて行われる幼児教育とは異なっている。これらの園の独自事業によりつなぎとして行っているサービスを受ける年度当初満2歳児が、満3歳児と全く同じ環境・内容の幼児教育を受けられることで、満3歳児からの教育をより効果の高いものとし豊かな人格形成に資することになる。 また、本市がこのような事業を行っている背景としては、満3歳の誕生日到来をもって、年度途中での入園を行うこととすれば1年を通した各種行事等が成立しないことから、子どもの健やかな成長に支障がある」と考えられているためであり、現場の知恵・手法としてこれまで対応してきたものでもある。 「現に入所している保育を必要としない2歳児を支給認定対象とすること」は、制度の立てつけ上困難との回答ではあるが、こうした現場の運用を行わなければならない点をよくご理解いただきたい。 本提案は、年度途中に満3歳になる児童に幼児教育の提供ができるようになることで、子ども・保護者・行政の全てに利がある方法であり、住民福祉の向上に効果があると考えている。 また、地域子ども子育て支援事業についてであるが、一時預かりであれば緊急・一時的な預かりへの対応、地域子育て支援拠点事業は親子の交流の場づくりなど、本市においてもそれぞれの本来の目的に対し、適切に活用されているところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援活動としての位置づけとなる効果があることは理解できるが、継続した入園・教育を補完する事業とは市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本支障の解消につながるものではないと考えている。 このようにことから、今回提案の背景となった地域・現場の実情に対応できるような制度設計をぜひご検討いただきたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求めます。	〇構造改革特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども子育て支援新制度の施行(施設型給付、支給認定、認定こども園など幼保を一元的に取扱う事業の制度化)や幼稚園を取り巻く環境(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園ニーズの低下)等が変化している中、改めて検討すべきである。 〇「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的に預かる仕組みの創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではないか。	平成30年度概算要求において、「幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究」を新規事業として盛り込んでおり、まずは、この事業を通じて、2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等について調査研究を深めた上で、その結果を踏まえて、必要な措置について検討を行ってまいりたい。 ・なお、一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児の定期的な預かりは、特例児童対策として保育を必要とする子どもを対象とするとの前提で「子育て安心プラン」に盛り込まれたものであり、その他の子どもまで対象に含めることは困難である(保育の受け皿拡大に向けた財源確保が喫緊の課題となっていることを御理解いただきたい)。 ・構造改革特区に関しては、平成15年～18年に構造改革特別地域において実施された満3歳未満児の幼稚園入園事業において、評価委員会等の検証の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園児としての集団的教育ではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこととされたことから、子育て支援としての2歳児の受入れを幼稚園において実施されてきたところ。		

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
215	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大している状況。具体例は以下のとおり。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川崎市、海老名市、静岡県、横浜市、愛知県、伊丹市、連中町、山崎町、小野田市、徳島県、北九州市、新潟市、宮崎県、長崎県、大村市、熊本市、福岡市	<p>&lt;追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;</p> <p>○処遇改善等加算に係る事務 加算認定に係る考え方や施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあたり、研修受講の要件は不明とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、特別の不安をおぼえている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も兼ね、額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であり、当該種類に該当する行政側にも大きな負担がかかっている。 (市システムによる請求事務の指導・助言) 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成28年度から新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。当該加算項目による事務負担が増大した。 ○処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい。 ○加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。 ○制度が複雑かつ難解という点に関して 施設型給付費について、分属のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚生労働省と異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。 1)年度当初は市の判断で加算をつけていたが、都を過ぎて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、都へ一環連絡した。2)事業者から、「経費発生に照したところ「加算可」との回答を得た。この旨があり、再度都を通じて内閣府に照会。3)内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初に通り、加算をつけ直した。 ※該当する加算項目は主任保育士専任加算、教育支援加算、施設機能強化推進費加算等。 ○処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対人数分を支弁する等事務を簡素化して欲しいとの声が多く聞かれる。 ○処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月28日付事務連絡で考え方が示されているが、複雑かつ難解のため、市町村の説明や各施設での運用に留意して、事務及び制度の簡素化が必要である。 ○制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となっており、事務負担が増大している。 施設型給付費等算定の事務にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っているが、当月分の給付費は当月で支給と定められていることから、短期間で給付額の算定、請求、支給事務を行わなければならない、施設側・行政側ともに大きな負担となっている。 施設型給付費等の算定方法に簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものと考えられる。 ○本市でも同様、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり</p> <p>1 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し (理由) 「3歳児配置改善加算」等、加算には担当職員の配置が要件とされているものが多いが、現在は月単位の認定であるため毎月認定状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。加算の適用単位の「1月1日」を「3月1日」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。 2 特定加算部分における3月初日の利用子どもの単価に「加算」要件の見直し (理由) 「施設機能強化推進費加算」や「人形児童発達特別加算」等、特定加算部分については、多くの加算が「3月初日の利用子どもの単価」に「加算」とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、積算は翌年度4月とならざるを得ない。 自治体及び給付の事業者は3月～4月は決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算処理の遅れに繋がっていることから、加算の算定は3月1日ではなく、4月初日とし、10月初日の利用子ども数により1年分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の負担軽減に繋がる。 3 処遇改善等加算の賃金改善要件に係る加算見込額計算方法の簡素化 (理由) 賃金改善要件については、各月初日の利用子ども数により変動することから、3月を待たないと年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用しにくいとの苦情が多く寄せられている。 毎月の利用子ども数により支給するのではなく、「4月初日」としくは「10月初日」の利用子ども数により1年分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の負担軽減に繋がる。 4 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」、「一時保育」、「育児保育」等を「複数実施する施設」に「加算」要件の簡素化 (理由) 「主任保育士専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となっている加算が複数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見い出せないにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。 要件を廃止すれば、双方とも事務負担の軽減に繋がる。 5 人事院報告に基づく法定価格単価の選定時期の見直し (理由) 平成27年度及び平成28年度と、人事院報告に伴う法定価格の選定及び行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体でも事務対応に苦慮しているほか、事業者からも、この時期に人員費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。 補正予算による対応であるためこの時期となっていることは承知しているが、9月～10月頃などの早い時期に交付となれば、自治体及び事業者ともに、事務の大きな軽減に繋がるものと考えられる。 ○処遇改善等加算については、「基準年度の賃金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度上それらについては施設でしか確定・計上できないため、実績報告を要する市町村では、基準年度の賃金水準について正しい数値ができていないと、判断がかりづらい。また、施設・市町村双方で確認する書類も膨大になる。 ○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。 ○本市における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。 ○処遇改善等加算に係る事務については、提案団体と同様に、賃金改善要件分に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を把握できていない施設がある。 賃金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が極めて複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。 ○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考えられる。 ○計算方法が複雑なうえ、法定価格における人員費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単価改定ごとに給与規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にはそぐわない。 ○提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大している状況である。 ○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。 ○制度が複雑・難解で行政・施設共に加算に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に事務効率化を図ることができている。 ○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。 ○制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が膨大している。 提案市の真体例と同様に「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から提出された書類に訂正を求めるケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。 ○処遇改善等加算について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側も職員の勤続年数の算出率の確認作業に時間がかかり、負担となっている。さらに、現行の加算に加えて新たな加算が追加されていくため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務処理負担が増大している。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やしており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。</p> <p>「基準年度の資金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたところがあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている資金改善実績報告書の作成に対応できておらず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、資金改善実績報告書の簡素化が必要である。</p> <p>処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公正価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。</p> <p>今後、事務負担の軽減について検討をしていくことだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>		<p>【山形市】 事務連絡、Q&amp;A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから発出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知やQ&amp;A等を発出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、国通知が発出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成27年2月3日事務連絡の有効性が見いだせるが、各種通知の発出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。</p> <p>取扱いについての理解を深めるためには、Q&amp;A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p> <p>【静岡県】 処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。</p> <p>【山陽小野田市】 回答にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない。保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>処遇改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いをお示しするとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施に係る費用や事業者からの資金規程等の相談に応じる職員（社労使等）の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、処遇改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。</p> <p>なお、「基準年度の資金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」と資金改善実績報告書の作成における書きふりとの対応については、対応を検討していきたい。</p>

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
216	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。 【相模原市の事例】 ○管外委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間で情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付額は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならないと、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	子ども・子育て支援 交付金交付要綱 ・特定教育・保育 ・特別利用保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準 (平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年4月31日府政令第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会			○管外委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する検討と併せて、各自治体独自の給付費に際しては費用については同時に検討することが必要と考へます。 具体的には、現在、当市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の給付額の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。 また、多くの地方自治体でも同様に、市外に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合には、市の独自算定の水準に合わせた費用を支払っています。 しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自算定の費用までは負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担について、市へ要望が寄せられています。 管外委託児童に係る請求及び支払事務については、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自算定の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながると考えます。 ○本市内においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み額等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆どが請求書を作成している。管外委託児童に係る請求及び支払事務は各府庁に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。 ○地帯委託児童については、退所・利用者の異動・認察の変更を含む情報のやり取りが煩雑。 ○本市について、施設型給付費等に関する事務の負担が軽減されることは期待している。また、請求書の作成を行っている。また、当月分の給付額は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならないと、多大な事務負担が生じている。 ○本市においても施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。 ○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外委託は、件数事数は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に努める必要がある。 ○本市においても管外委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあいまて煩雑となるケースがある。給付費の支給に際して当該月内での支給となっているため非常に苦慮しているところである。管外委託児童に関する業務の軽減することで事務の効率化が図られるものと考えられる。 ○管内の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算設定状況や月初人数など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならないと、一定の事務負担が生じている。 ＜制度改正の必要性＞ 管外児童に係る毎月給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一層は立て替え、年度終了後に国から国費負担金の特例として全額積戻する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込める。 ○本市においても施設型給付費加算に係る事務は複雑かつ膨大であり、毎年変わる加算等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。		
217	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の事務手続きの簡素化	地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施している。 本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出が必要になると、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。 現行では、国が要綱発出をするタイミングで県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出のタイミングと国の申請のタイミングを分けたうえで、国の申請スケジュールを明確にしていれば、国の申請スケジュールと県のスケジュールを合わせることが可能となるので、国の要綱を早期に発出していただき、申請スケジュールを明確にしてほしい。	国が交付金要綱を早期に発出し、申請スケジュールを明確にすれば、県が国のスケジュールに合わせて申請スケジュールを組むことができる。	子ども・子育て支援 交付金交付要綱	内閣府	指定都市市長会			○地域子ども・子育て支援事業について、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施している。国の要綱発出を早期にし、申請スケジュールを明確にすれば、県が国のスケジュールに合わせて、申請スケジュールを組むことができる。事務手続きが簡素化される。 ○本市においても、国庫補助金が12月に交付申請、12月に重要交付申請であったが、県補助金は12月に交付申請通知が送られ、申請書と実績報告書の提出が同時進行となり、業務が非常に煩雑であった。交付金額を前期発出したことにより、県も県と同時期の申請スケジュールを組むことが可能になると思われる。 ○国に県との交付申請にそれぞれ生じているため、記載内容が同一の交付申請書や実績報告書などの書類を双方に提出している。また、国と県の申請スケジュールが異なるなど事務手続きが煩雑である。 ○本市においても、国への交付申請(変更交付申請を含む)と所への交付申請のタイミングが異なることによる事務の複雑化が生じている。 ○国・県が申請スケジュールだけでなく、交付・積算のスキームも含め統一し、市町村の事務負担を軽減すべきである。 ○提案団体と同様に、国と県の申請スケジュールのずれにより、事務手続きが煩雑となっている。ほぼ、同一の様式となる書類であるだけに、同時期に申請や実績報告等を行ってほしい。 ○本市においても、国と県の申請スケジュールのずれにより事務手続きが煩雑になっているため、国と県のスケジュールを合わせることによる事務の簡素化が図られると考える。 ○28年度において、実績報告書の様式が変更され、県の様式と異なるものとなっており、そのマニュアルも大量にあることから、大きな業務負担となっている。申請等の様式を統一していただくの併せて、申請スケジュールを明確にしてほしい。 ○本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要のあるスケジュールが異なるなど、事務負担が増している。 ○本市において、国及び県の交付金交付手続きが同時期にできるようにすることで、事務の簡素化が図れる。 ○国の交付要綱に基づき、本市の要綱を改正し適用しているところであるが、事業所からは財政面が厳しく、補助金の申請も苦慮している。国の要綱が早期に発出されれば、それに基づき本市の要綱を改正し、対応することが可能となるため、早期の発出並びにスケジュールの明確化を希望する。		
221	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び本市が定める項目で重複する場において、重複事項については、施設監査実施者等に二重に行政的な負担が生じている。) ○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す形にもなっていることから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑念等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。	○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27幼幼教第28号・雇児保発1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着眼点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び本市が定める項目で重複する場において、重複事項については、施設監査実施者等に二重に行政的な負担が生じている。) ○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す形にもなっていることから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑念等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。	○重複項目の一元化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監査主体の負担が軽減することにより、限られた人員の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時的な監査も図るに実施できるようになる。 ○確認の取消しに際するような不適切な施設が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発生することができ、その結果を認可主体の県と共有することで、認可取消し等の行為も速やかに行うことが可能となることと期待される。	・児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日(平成28年6月20日一部改正)府子本第390号・27文科初第1135号・雇児保発1207第2号) ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27幼幼教第28号・雇児保発1207第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松戸市			○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度に基づく確認監査において重複項目について一元化されれば、実施自治体にも施設に必要となる事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると考える。 ○施設監査と確認監査の所管部署が異なっており、重複する項目を二重に監査することとなっている。二重の監査の実施負担と、責任の明確化につながる。 ○監査と確認の重複の解消に繋がるとは望ましいことであるため、意見に同調する。 ただし、監査と確認の間で重複ができ、どちらの対策にもならないような項目が出ないように行うべきである。 ○本市においても、重複の事項が生じている。 確認監査及び業務管理体制監査の実施内容は、施設が適正に運営されているかの監査であり、施設監査に内包されるべきものです。それぞれ施設の施設認可権者が行う施設監査において監査するものが本筋です。全面的な制度の見直しが必要であると考へます。 ○新制度施行により本市において確認指導監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指導監査の項目分けが明確でない。 ご指摘のとおり、確認監査をすることによる何れも監査をすることにより事業所としては負担が大きい。 監査項目について、県と調整し、より的確で効率的な監査を実施すべきと考へる。 ○本市においても、新制度幼幼指について、施設監査は県が、確認監査は市が主体となって行うこととされており、集団指導は毎年行っているが、実施指導については県が実施が図れず実施に遅れがちな状況である。		
223	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。 ○緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により特例配置が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市			ひたちなか市 ひたちなか市	○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が担当苦慮していることから、制度改正が必要であるとする。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、努力の活用ができるのが望ましい。	
222	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。 ○緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により特例配置が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市			ひたちなか市 ひたちなか市	○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が担当苦慮していることから、制度改正が必要であるとする。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、努力の活用ができるのが望ましい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>管外受委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。</p> <p>事務量が增大している原因は、自治体間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設における認定状況や各月初日に籍児童数などの情報を広域的にデータベース化し一元管理することや、都道府県単位で広域組織が給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。</p>	—	<p>【静岡県】</p> <p>施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに見えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。</p> <p>【山陽小野田市】</p> <p>「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。</p> <p>また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>施設型給付等は各市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな差異があり、入所調整等に当たっては、両市において引き続きその時期や調整方法を十分に協議の上、ご対応いただきたい。</p>	
<p>早期の申請スケジュール明示を徹底していただくとともに、効率的な行政運営のため、申請等の様式を統一するなど、事務手続が円滑化するように検討を進めていただきたい。</p>	—	<p>【逗子市】</p> <p>○安心子ども基金を活用する場合と比較し、補助金申請日程に合わせた申請準備、補助内示を受領するまで、事業者手が進まないこと等、喫緊の課題である保育所等の待機児童対策を講じる上で、スピード感ある対応が行いづらい。については、国・県補助申請書の整合性を図る等、種別事務の省力化につき実施されたい。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>来年度以降の子ども子育て支援交付金の交付要綱についても、事前にお示しした上で、早期発出に努めていく。</p>
<p>現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだねることができることを明確にするよう通知の発出を求める。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する)ことができることについて、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、実効性のあるメリハリをつけた監査となるよう周知する通知等を発出することを検討する。</p>	
<p>保育所において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の融通の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。</p> <p>加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。(参考：平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円)</p> <p>しかし、今回示した支障事例のように、年度途中で緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や遠園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。</p> <p>なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。</p>	—	—	—	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。</p>	<p>○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることすれば、保育の質を担保できるのではないかと。</p> <p>・特例を適用できる地域条件(例)</p> <p>①現行待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある</p> <p>②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない</p> <p>・保育の質の代替策(例)</p> <p>①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保</p> <p>②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保</p> <p>③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置</p> <p>○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例：年度当初満2歳児クラス(保育士3名・児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の延長3か月以内3人まで等)であれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。</p> <p>※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。</p> <p>○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めたものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないかと指摘されている。</p> <p>また、同様に事業者経営の不安定化すると指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。</p> <p>○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
225	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相対する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接納の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでなく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなり、府においても即止できない状況となっている。	・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮しうえるための対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市		○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。 ○運営、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定め、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与は不可欠である。提案の実現に際しては、「必要な場合」が不明確なため、明確化する必要がある。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えられる。届出のみではなく協議は必要。 ○各市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。	子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。 本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていることが可能であると考えている。	
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に担うことが困難である。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限・知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限・知事、政令市(H30年4月～)	幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、長野市、豊田市、奈良市、徳島県、沖縄県	○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、併せては認定などに関わる事務を一体的に担うことができない。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。 ○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移すことにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市では子ども・子育てを意旨とし、多様な保育ニーズに対応して教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関する説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 ○認定等の権限とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えられるが、「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等が必要である。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足している場合、申請を拒否することもできない。 ○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。 ・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しい。 ・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確保権者が異なり、各々指導監督権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着目点や指導事項のすり合せ等の事務が必要となっている。 ○県の実施主体である市町村が認可申請も行うべきであることから、意見に同調する。 ○指定都市と併せて中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものとする。 ○幼保連携型とはほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存の実情を把握している中核市において、認定の方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。		
255	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減	特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の効率化が実現できる。 また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。 なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとするとしており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要ではないか。	事務負担の軽減につながる。	子ども・子育て支援法 第31条第3項及び第32条第3項	内閣府	大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、神戸市、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、相模原市、横浜市、海老名市、石川市、長野市、浜松市、新潟市、高松市、北九州市	○子ども・子育てプランにおいて、都道府県は市町村の取組を集計するだけの為、市町村での判断さえ行われていれば、都道府県の判断は必要ないとする。また整備事業を数多く実施しているため、対象施設が多く、比例して違和本市の事務量が多くなっている。 ○本市においては、新規開園の認可時に県との協議期間として1カ月を要するため、すべてのスケジュールを前倒しして行っている。また、既存園の定員内訳も変更時に県からの申出があっても、県協議期間の1カ月を空けて認めることとなるので、園の申出に対して迅速な対応ができない。また、提案の仰るとおり利用定員の設定・変更は市の責任を併せて行っており、都道府県の判断によって変更されることが考えられない。 ○子ども・子育て支援事業計画に沿って利用定員の設定・変更を行うため、都道府県への協議については不要であると考えられる。 ○認定基準事例と同様に協議にかかる事務負担が生じている。なお、特別自治市の早期実現を掲げる本市では、特定教育・保育施設の定員設定・変更についても、都道府県協議の必要性は小さいものとする。 ○特定教育・保育施設の利用定員の設定については、市町村が設置者として調整した上で行われていることから、「届出」に見直しなど、緩和することで事務の軽減や迅速化につながる。 ○本市においては、年間44件(403候補)の定員設定・変更の手続きがあるが、申請の多くが4月1日から変更を目指して年度末に集中するため、対応の事務負担となっている状況にある。また、都道府県協議の意義として、市町村間の広域調整が考えられるが、当該調整は、市町村計画の策定時点における協議(子ども・子育て支援法第61条第9項)で行うべきものであり、市町村計画で定めた範囲内で施設単位の定員設定や変更については、都道府県協議を義務付ける必要はないものとする。 ○本市においても、利用定員の設定や変更については、市で策定した計画に基づき市の実情に応じて行うものであるため、県協議は不要であると考えられる。	教育・保育施設については、広域利用もなされており、子ども・子育て支援法第3条に基づき、都道府県は広域自治体として市町村に対して調整や援助を行うこととなっている。各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。 なお、提案において指摘されている地域型保育事業の利用定員の設定・変更については、都道府県への協議が義務付けられていないのは、同事業がそれぞれ地域のニーズにきめ細かに個別に対応する性格のものであり、本来広域的な利用を念頭に置いていないからである。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。</p> <p>ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考えます。</p>	—	<p>【磐田市】 現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>&lt;総論&gt; ○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。</p> <p>&lt;設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化&gt; ○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経費上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件(例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等)を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能とする仕組みを許容するべきではないか。 ○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理的な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ。法施行後5年を目途に行う見直しの中で、1期目の計画期間の実現について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。</p>
<p>早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。</p>	—	—	—	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>
<p>○都道府県として、「量の見込み」等を広域的に把握する必要性はあると考えますが、個々の園ごとの利用定員等の変更の是非については、市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性に乏しく、協議ではなく届出でよいと考えます。 ○市町村計画に基づき、教育・保育施設の認可・認定を行っており、これを大きく逸脱した定員変更がなされるケースは考えにくい。 ○整備必要数に対する供給方法(教育・保育施設もしくは地域型保育事業)の選択は市町村が行っているところであり、これまでも府による広域利用調整が必要なケースは発生しておらず、利用者のニーズにより市町村間で適切に処理されている。 ○これら現状に鑑みれば、特定教育・保育施設の利用定員の変更について都道府県への協議の義務付けは必要はなく、届出に変更していただきたい。</p>	—	<p>【船橋市】 ○都道府県子ども・子育て支援事業計画で定められている一定区域のほとんどは、区市町村単位であり、量の見込みと確保策についても、市町村が定めた同区市町村計画の積み上げであり、計画策定時に協議済みです。 ○これに基づいて認可・認定を行っているのであれば、市町村計画の範囲内での利用定員の設定・変更は協議の必要性は薄く、届出で支障がないと考えます。 ○また、認可・認定は所在地の区市町村が事業者を募り、市町村計画や必要性を副申し都道府県が審査している現状であり、都道府県が主導的に計画に基づき施設整備しているものではありません。 ○以上のことから、都道府県として計画との整合を図る観点から、状況の把握は必要ですが、計画策定時及び、認可・認定時に別途協議を行っているため、利用定員の設定・変更の協議は届出として支障ないと考えます。</p>	—	<p>【全国知事会】 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員の設定及び変更に係る都道府県協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、義務付けを見直すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>&lt;総論&gt; ○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。</p> <p>&lt;特定教育・保育施設定員の設定・変更の「協議」の義務付けの緩和&gt; ○地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、地方に対する義務付け・枠付けのうち、「協議、同意、許可・認可・承認」について見直し方針が示された。当該勧告内容を踏まえれば、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられている以上、市町村計画に基づいて行われる個別の利用定員の設定・変更についての都道府県への協議は不要ではないか。 ○仮に、個々の利用定員設定・変更についての都道府県への協議の義務付けを存置する理由があるのであれば、第3次勧告の勧告内容を踏まえた説明をお願いしたい。 ○また、実態としても、提案団体からは、都道府県が需給調整や広域調整を行ったケースはないと聞いており、個別の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。</p>	<p>各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。 また、教育・保育施設等に対しては、公費が投入されていることから、その定員の変更については、市町村だけでなく広域自治体である都道府県においても、過度な定員の増加を防ぐなど地域のバランスを保つための担保措置が必要である。</p>



内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
257	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約9割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」保育士の処遇改善)の見える化)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条認定こども園法	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。	○保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。 ○よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。
258	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけでなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が大都市圏の平均を超える)。大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一徳総活躍社会の実現に資する	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、宇美町	○面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保育児童を解消することが必要である。	国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 特に保育室や保育室(室)の面積基準については、ほふくのために一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。 その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。 なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考え、待機児童解消加速化プランに基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。
259	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一徳総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特定されること、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。	既存建築物を保育所に用途変更しやすくすることを目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため、 ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入 ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置（第97条）では、基準上必要な人員の2/3の保育士を配置すれば、残り1/3は「知事が認める者」も配置が可能。</p> <p>しかし、園全体における職員配置（第96条）では、基準上必要な人員の1/3に「知事が認める者」が認められていない。</p> <p>97条で求められる職員配置の要件を満たしたとしても、96条の基準を満たさないため、子どもの受け入れを減らさざるを得ないケースが出てきているが各時間帯における職員配置を満たしているのであれば、園全体における職員配置を緩和しても保育の質は維持されると考える。</p> <p>貴府・省からは、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う際の配置基準を緩和するものではないため、保育の質の低下を主張するならば、その根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、保育支援員は、現在「知事が認める者」として園も想定している子育て支援員よりもさらに訓練研修・OJ・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う現場での質の向上に資するものである。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>○ 1次回答のとおりであるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条は、幼稚園教諭、小学教諭、実践教諭を保育士に代えて配置することができる旨規定している。また、同基準第96条は保育所認可の際に必要な保育士の数を超過して保育士を置かなければならない場合に、同基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定に当たり、当該超過分については都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる旨を規定している。</p> <p>○ なお、保育士が実施すべき業務を「保育支援員」に代替させることとするとの提案であるとするれば、保育の質の確保の観点から対応は困難。貴自治体の「保育支援員」はわずか27時間の研修時間と聞いており、1000時間の研修時間を必要とする保育士と比較して保育の質が低下することは明らかであると考えている。</p>
<p>大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えられている。</p> <p>現状の特例対象は「①前々年4月1日現在で待機児童100人以上②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える」とされているが、三大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルクマールとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。</p> <p>また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり（保育所9911に対し、幼保連携型認定こども園434）、幼保連携型認定こども園も対象としなければ移行の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。</p> <p>また、貴府・省回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自治体が苦慮している。</p> <p>なお、面積基準の緩和を実施している大阪市では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>保育室の原簿面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。</p> <p>現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないかと。</p> <p>○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。</p> <p>○ 特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の期限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。</p> <p>○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。</p> <p>○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。</p> <p>○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。</p> <p>このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。</p> <p>○ 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。</p> <p>また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。</p> <p>○ 例えば、現行の特機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地域要件を約7万円下げることで、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針（平成28年4月7日厚労発0407第2号）」の大蔵府内の対象となる大半の市町村で活用できるように、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。</p> <p>○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。</p>	
<p>現在発生している待機児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
290	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における支給認定の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度に入給認定の申請を行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められた。なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。	変更認定事務を基準日に一括化することにより、市町村の事務負担が軽減される。また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担軽減等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中に自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項	内閣府	和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大塚市、神戸市、関西広域連合	福島県、ひたちなか市、鎌倉区、船橋市、川崎市、宇都宮市、海老名市、川崎市、岩出市、山崎小野田市、北九州府、宇野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定区分の変更、保育所待機期間・短時間保育、認定期間の変更など、支給認定に関わる変更事務が多く、そのことにより保護者の手続き及び受け取る通知も多いため混乱するとのご意見を頂く。職員の手事も煩雑になっている。待機児童の状況把握の提出義務緩和も行ったので、2、3号認定の簡素化も要望する。</li> <li>○平成28年度 職権による4号から2号への変更認定件数約24万件</li> <li>○満3歳到達時に認定証を発行するが、利用者負担額に変更がないため、混乱を招いている。年度当初に利用者負担額通知と同時に送付した場合、事務量も削減され、郵送料の削減にもつながる。</li> <li>○本市においても、平成28年度の同様の事務について、第6号から第2号への変更認定事務の処理件数が約2,200件に上り、月あたり200件程度事務処理を行っている。毎月の事務処理を年一度に集約できれば、一括処理による事務処理の効率化が図られ、年間を見通した際に事務負担が軽減される。</li> <li>○職権変更処理を毎月行うことによる事務負担については、提案団体と同意である。特に、保護者からの毎月の申請に伴う変更と職権変更が重複する場合など、ミスが増える要因となっていることから簡素化の提案に賛同する。また、大幅に事務を簡素化するために2・3号の区分を1つに統一することも検討していきたい。</li> <li>○保護者により、年度途中の切り替えのメリットがなく、学年の概念でクラス編成をしている現状においては、認定基準日を4月1日とするのは、いわゆる年少以上未満と同一に統一することとなる。</li> <li>○提案団体と同様に、当該事務について毎月事務が発生しており、負担が大きい。年度始の一括発行の場合、年度途中での認定内容の変更があった場合に作業が複雑化する可能性もあっても検討が必要だが、緩和により事務量を削減できるかという点で慎重に検討する。</li> <li>○本市においても支給認定事務については、提案団体の事例と同様に、保護者の申請によるものと満3歳到達時点の変更による事務手続きをこり、多大な事務負担が生じている。</li> <li>○本市の職権による変更認定件数は、年間の約600件。</li> <li>○現行制度では子どもが満3歳に達する都度に入給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改めることで、事務手続きの簡素化が図られる。</li> <li>○子ども・子育て支援法における支給認定について、同法第19条第1項第3号から同法第19条第1項第2号への職権変更認定の時点を、年度末の3月31日など、一定の基準日を設けた場合、毎月の事務負担軽減に繋がると思われる。また、本市の地域型保育事業において、満3歳になった児童については、原則として退所することとし、保護者が引き続き当該事務所の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末(3月31日)まで利用できるとしている。但し、第3号から第2号への支給認定変更により基準日が設けられた場合、年度中に3歳に到達した児童が一律に当該年度まで入所を継続できる等、利用者においても、制度についてより理解し易くなるものと思われる。</li> <li>○保育料や給付金について、現行制度では年度当初の児童の年齢を基準としているため、年度途中で支給認定に変更(3号→2号)があったとしても当該年度においては保育料等に影響は及ぼさないこととなっている。そのため、第3号と第2号の児童が同じ基準で保育料、給付金の決定をなされるという状況が生じている。上述のような基準日が設けられた際には、このような状況も発生しないものと思われる。</li> <li>○本市においても、同様の事例が生じています。支給認定を受けていても施設入所がなわかないため支給対象とならない例も当然にありうる制度設計であり、全面的な見直しが必要です。</li> </ul>	現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。	
296	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できることとする。認められた費用で地域全体の「子育て支援を有効に行うことができ、効果的に事業を実施することが可能」とともに、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上にも資する。また、両事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効果的に実施することができる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学保育の子どもに関する法律、平成29年3月8日法律(第155号)、1206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	徳島県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市においては、幼稚園型認定こども園に併設した認定こども園に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を過半数以上実施しなければならないと条例で定め、認定こども園に規定する「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複事業となる。</li> <li>○「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園で併せて実施することにより、保護者の便宜や効率的な事業実施、新規に資する場合も多いものと考え、同時に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成28年度実績:587箇所(全体7,063箇所))、将来的に更なる拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する事業委託の継続には、引き続き、特設の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明確であるという御指摘については、対応を検討してまいります。</li> <li>なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されるべきものであり、固として義務付けを行っているわけではない。</li> </ul>	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、地域子ども・子育て支援事業として「地域子育て支援拠点事業」は、これは別に、専任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度できめ細かな子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るものの、相互に独立した事業である。		
18	日 地方に対する規制緩和	その他	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの活用が想定されないものが含まれている。そのため、情報連携によるマイナンバーの活用が見込まれる申請・届出等以外にはマイナンバーを記入を義務付ける部分を削除するよう求める。	【支障事例】マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に関する必要な本人確認等のため、制度導入前と比較して受付にかかる時間が1件あたり平均約1分程度増大し、受付事務が煩雑化するとともに、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。当時の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受付しているため、500分の業務時間増である。申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認し記入することも認められていたが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムとの画面からマイナンバーを直接確認して手書きで記入するという余分な事務が生じる。公平な負担と給付の実現および手続の簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など軽微な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	窓口事務の簡素化による事務負担の軽減、申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上 マイナンバーが記載された申請書等が減ることによる情報管理の安全性の向上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	今治市	いわき市、茨城県市、ひたちなか市、鹿嶋市、父方市、日高市、文京区、藤沢市、厚木市、小松市、北方町、伊豆市、豊田市、大塚市、高崎市、出雲市、小野田市、彦根市、宇和島市、西条市、東温市、徳島市、田川市、五島市、宮崎県、鹿角市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書(個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない)と、国民健康保険加入申請書(個人番号の記入欄があるが、加入時以降の国民健康保険(申請書)への個人番号の記入を省略してはならない)とを考慮する。</li> <li>○本市では、資格取得後の被保険者における資格・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号を同一の番号とするシステムで運用している。資格取得時にマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行うことにより、なりすましによる不正受給等を防止することは可能と考える。現行は申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果として現場の効率化に結び付かない。</li> <li>また、マイナンバー記載申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるため、本市でも管轄場所の確保に苦慮しているところである。</li> <li>○マイナンバーの記入が義務付けられたことにより、受付や事務処理に時間がかかるようになった。本市においても高齢療養費支給申請は大量であり、マイナンバー記入についての説明や必要な本人確認が、窓口業務の一部となっている。住民の負担の軽減のためにも、マイナンバーの活用が見込まれない申請・届出については、マイナンバーの記入を義務付けないように見直しを求める。</li> <li>○提案団体の今治市と同様の支障事例が生じており、提案内容と同様の措置を求めるものである。</li> <li>(1)受付事務の煩雑化と市民の待ち時間増について 例示の高額療養費支給申請書については、平成28年度34,900件の提出があり、2,900件/月であった。今治市と同様に1件1分の負担と定額で、高額療養費支給申請書のみで、本市(国民健康保険、国民健康等)全体で2,900分/月(=48時間20分)の増である。なお、個人番号の記入が必要な届書等全体では、平成28年度で約10万件であり、8,333分/月(=139時間)の増である。</li> <li>(2)軽微なものの個人番号の収集について 例示の被保険者証等再交付申請書であるが、証等の再交付のものについては、申請時点の情報で再交付すればよく、証等記載事項に変更があるような場合では、その内容に応じた別の届出等がなされるべきであり、個人番号の収集の必要性を住民に説明する必要がある。</li> <li>(3)個人番号記入済届書等の保管について 従前の文書の保管とは区別して、セキュリティが確保された保管場所を確保する必要がある。</li> <li>○支障事例にも述べられている通り、被保険者証の再発行については必要性を被保険者に説明することが難しい。窓口における事務処理が増えることは事実であり、また、個人情報保護の意味からもマイナンバーの記載を求める申請書について再度精査をする必要があると考える。</li> <li>○本市では高額療養費の支給申請時、2回目以降の申請のためマイナンバーが取得済みである時には、再度マイナンバーを取得することはしていないが、申請・届出書類へのマイナンバーの記載、説明に係る時間が大きく、マイナンバーの記載された申請・届出書類の管理方法も含め、対応に苦慮している。</li> <li>被保険者の申請手続きにかかる負担軽減及び行政の事務の効率化のため、マイナンバーの記入を義務付ける申請・届書の見直しを求める。</li> <li>○マイナンバーを記載する申請・届出受理の際はマイナンバーカード等によりマイナンバー及び申請者本人のマイナンバーである確認を行っているため、マイナンバーの活用が想定されない申請・届出(被保険者証の再発行申請等)については不要な業務となっている。</li> <li>また、平成27年10月22日厚労省通知(個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等)についての第31を根拠とし、申請者が自身や家族の個人番号がわからない(本人確認書類不十分や記載箇所を写す)場合等は記載による受付業務の増大が懸念となり、本人の負担が上がることから、マイナンバーの提供について積極的提案でます。その上で、マイナンバーの提供を拒否した場合は、これまでどおり添付書類を提出いただくよう案内できれば、申請者に選択権を与えることとできるため、トラブルを回避できます。</li> </ul>	まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認する必要がある。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>回答の内容では事務負担は軽減されない。 3号及び2号をまとめて申請・認定する運用が可能とされているが、その場合、3号及び2号の両認定を二重管理する必要があり、システムがそういった仕様でない市町村は対応が困難。また、システム上、二重管理ができるとしても、支給認定の有効期間中に、認定事由の変更など保護者からの申請による変更手続きが頻繁にあるため、その都度、両認定を変更することとなり、事務はむしろ煩雑化し、ミスが生じる要因もなる。 また、現状で、保護者に対しては、認定区分の変更と利用者負担額等の変更とは時期が異なることについて文書等により説明しているが、そもそも保護者にとって認定区分の違いは重要ではないため理解しただけでないことも多い中、3号及び2号をまとめて申請・認定するとすれば、更にその趣旨を説明する必要が生じ、市町村にとって負担軽減とはならない。 本提案については、事務の実施状況が市町村ごとに異なることも考慮し、市町村ごとに支給認定の基準日を設定するか否か選択できる規定とした場合でも、例えば他市町村への転居があった場合に、転出元と転入先で認定区分が異なるとしても、転入手続きなど市町村の事務実施に支障はない。また、認定区分の変更の時点を、例えば4月1日に設定したとしても、児童手当や母子保健制度への影響は特になくとも考えられる。 そもそも2号及び3号の認定区分を設定していることにより市町村に多大な事務負担が生じている。具体的には、3号から2号への職権変更事務の時期だけが、利用者負担額の決定など保育給付に係る事項やクラス編成等の変更時期と相違していることは、事務の煩雑化と混乱を生じさせる要因となっており、地方自治体のスムーズな事務実施のため、制度の早期見直しを検討いただきたい。</p>	—	<p>【国子市】 事務の省力化と利用者負担の軽減しやすい制度として、再度改正を希望する。現行制度は、年度途中で保育料の見直しが行われたことと併せて、利用者負担に非常に分かりにくい。 【山陽小野田市】 システム上は原則どおり満3歳に達する都度に支給認定の変更を行う仕様になっており、2号・3号をまとめて認定するためにはシステム改修が必要となる。 国からの通知がまとめて認定することが可能]では全国的な決定事項とはみなされず、本市の独自改修扱いとなり、システム改修費がかかることになる。 事務量・効果等を考慮すると運営費の算定基準日である4月1日を基準日とし、全国的に取り扱いを統一すべきと考える。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。</p>	<p>提案の趣旨を踏まえ、3号認定から2号認定への職権による変更に伴う認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の事務処理方法について検討し、必要な措置を講じてまいりたい。</p>
<p>認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に発揮し、そして互いに補完していけるよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。 また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文言が、国としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に見直しいただきたい。 なお、拠点事業の委託については、「その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか」という視点をもって判断したいと考えている。</p>	有	—	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>提案団体からの意見を踏まえ、FAQの修正を含め、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>番号法別表第1に規定する事務については、マイナンバーの利用が原則であり、それに伴う手続については、マイナンバーの提示を受けることが原則である。 ただし、今回の提案のような被保険者証の再交付など、付随的な手続きにおいて、マイナンバーと当該事務の個人情報との紐づけが確実に行われ、かつ本人確認が十分なされているなど、マイナンバー法の趣旨を損なわない範囲で、従来の記号番号とマイナンバーとを選択的記載とするという取扱いの簡素化は検討しようとする。</p>

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
19	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事例について別表第2で整理がされている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起これ、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。</p> <p>なお、予防接種法の遡及解除においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。</p>	<p>経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定めの命令第13条第2号</p>	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		<p>&lt;追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;</p> <p>豊田市、ひたしな市、川崎市、鳥田市、大治町、伊丹市、加古川市、福原市、那珂川町、志保町、新宮町、戸田町、水戸市、岡田町、遠賀町、小竹町、榑手町、桂川町、須賀町、大木町、川町、香春町、赤田町、川崎町、大正町、香村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやま町、玄海町、有田町、大町、江津町、長崎県、長門町、東彼杵町、道佐見町、小値賀町、佐々木町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和次町、高橋町、南阿蘇村、水川町、津奈木町、鶴町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高瀬町、高瀬町、藤野町、高瀬町、新富町、西米良村、本城町、川南町、都農町、門川町、榑塚村、榑塚村、美郷町、高平郷町、五ヶ瀬町、三島村、十島町、志々丸町、長島町、湯水町、東高島町、緒江町、南大隅町、杆付町、中津子町、南種子町、屋久島町、大和村、守持村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳島県、天城町、伊山町、和治町、知名町、与論町、国領村、今福村、志納村、中城村、西原町、鹿間味村、南大東村、北大東村、伊豆名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、高名村、伊平屋村、九州地方知事会</p>	<p>まず、厚生労働省において、予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務における生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。</p>	-		-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	<p>厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。</p>



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	-		-	<p>【全国知事会】            法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。            また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。            【全国市長会】            提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。            ○ ついては、            ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。            ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。



内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
53	日 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、青森市、ひたちなか市、平塚市、高崎市、伊丹市、徳島市、大牟田市、豊田市、熊本県、福岡市	○当該団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1画)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税額から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きくなり、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同様に市町村民税での徴収基準額の認定すると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意義である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による各市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。	厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。
54	日 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	高松市、北九州市、熊本県	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。	厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。
55	日 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とする。当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができるとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とする。当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができるとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇第86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇第121002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	—	ます、厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
56	日 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とする。当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とする。当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の4、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の準備等の取扱いについて(平成24年6月25日障発第0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第111702号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、当該措置の効率的な実施につながることを認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	ます、厚生労働省において、児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	<p>【全国知事会】</p> <p>法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。</li> </ul> <p>よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。</p> <p>との見解が示されたところである。</p> <p>○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。</p>	厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。
児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	<p>【全国知事会】</p> <p>法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。</li> </ul> <p>よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。</p> <p>との見解が示されたところである。</p> <p>○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。</p>	厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	<p>【全国知事会】</p> <p>法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。</p> <p>○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると考えられるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。</p> <p>○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。</p> <p>○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。</p> <p>○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。
児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	<p>【全国知事会】</p> <p>法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。</p> <p>○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると考えられるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。</p> <p>○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。</p> <p>○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。</p> <p>○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
57	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置)	〔支障事例〕 身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定において(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を求め、 ①番号別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ③必要な特定個人情報入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	〔支障事例〕 身体障害者福祉法第十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定において(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を求め、 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	〔効果〕 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第22条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第30条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、千葉市、	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額を市町村民税の所得額と、マイナンバーの情報連携の対象と定めることは、当前における効率的な事案につながることも想定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	まず、厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
58	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	〔支障事例〕 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定において(1)老人福祉法第十一条による措置を求め、 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	〔支障事例〕 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定において(1)老人福祉法第十一条による措置を求め、 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	〔効果〕 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇都宮市、北州市、朝市、熊本市、	〇本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在扶養義務者から収入申告の際に所得徴収額を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を控除しているが、今後は番号法の実行に伴って、そういった添付資料の提出を簡便化していくことも考えられる。扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税と所得税の課税状況を把握することが必須である。それらと情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないという点であれば、行政運営の効率性、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案自体に賛同する。〇本市においても、費用徴収額を決定するにあたり、取組認定、および費用徴収額の決定に情報連携を積極的として調査することも多いが、事務煩雑となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。情報連携が可能となることで、利用者が求める手段が簡便化され、事務の効率化、迅速化が図られる。	まず、厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
249	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の提示が難しい。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならぬ。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号 別表第二 9、119	内閣府、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、愛知県、滋賀県、高知県、熊本県	〇本市においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 実態の手続きは煩雑なため、マイナンバーの情報取得の早期実現が望ましい。 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯より自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出が必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながることも可能である。 〇本市においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加できれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。	まず、厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務の処理における保険情報や収入情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。	
42	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害時に区域内で都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制的見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援担当県を割り振る対口支援方式により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行って来た。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)。一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	〔支障事例〕 被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	〔効果〕 被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分	酒田市、常総市、多治見市、鳥取市、大分県、兵庫県、伊丹市、鹿児島市、	〇災害時における早期の応援職員派遣は初期体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとの交通手段や職員の確保方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県が担い、大分県は、県を越えて他県等の応援を調整することになった際にも、費用負担に係る職員の確保(最終的に誰が負担するのか)が難しく、実情に応じた人員確保が困難な状況であった。連携による広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がると考える。 〇平成28年熊本地震の際には、法的根拠が不明なままでも、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な観点について議論があった。 〇災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めていたものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。	・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の案について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>	—	—	—	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求めるとは必ずしも罰則ではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求めるとは必ずしも罰則ではないか、との指摘があった。 ○ また、総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。</p>
<p>老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の案について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>	—	—	—	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能になると思われるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求めるとは必ずしも罰則ではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求めるとは必ずしも罰則ではないか、との指摘があった。 ○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。</p>
<p>情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための努力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できると、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。</p>	—	—	—	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、並行して、内閣府（番号制度担当）は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府（番号制度担当）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>支給認定基準世帯員全員の保険加入情報については、情報連携が可能となるような必要な対応を検討して参りたい。 障害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことが可能と判断されるのであれば、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。</p>
<p>提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ 今後、内閣府（防災担当）において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。</p>

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
														団体名
108	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では震災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。 半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照会資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近しい15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じていることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	1.「調査手続の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながることを考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること。また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効果的かつ効果的な調査が可能となる。	「災害の被害認定基準」 「被害認定基準運用指針」(平成28年8月内閣府・防災担当>)	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	常総市、ひたちなか市、上総市、亀岡市、大阪府、八尾市、鹿嶋市 ○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 ○常総市や巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。	「災害に係る住家被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ的確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。 ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまででも被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。
166	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が8,000戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。 この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間での契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。 生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配達については、配達業者の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間を要した。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支障事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に關しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは生活必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するといった手段をとることができない。	今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時、内容によって現物給付が金銭支給を選択できることにより、民間賃貸住宅借上(みなし)の事務手続を大幅に簡素化することができ、被災者への迅速な支援につながる。 また、生活必需品の支給についても、引換券等の配布が可能となれば、やりとりが2者間になることにより連絡調整が簡略化されるとともに、被災者自ら赴いて必需品を受け取ることでより配達トラブルが回避され、被災者にとって必要な必需品を早く支給することができる。	災害救助法における現物給付の原則	内閣府	熊本市	平成27年の提案事項に「災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続の見直し)に対する各府省からの第1次回答によると「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」の中間取りまとめにおいて、被災者に対する住まいの確保のあり方については、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」「現金給付と、応急仮設住宅と民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべき」など「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等のあり方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援を実施すべき」との現行の枠組みにとらわれない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えている。」とされている。	北海道、山形市、ひたちなか市、上総市、多治見市、福岡市、北九州市、田川市、熊本県 ○本市においても、次のとおり支障事例がある。現在の制度では、金銭支給が認められておらず、借上仮設住宅に生活必需品の支給が困難である。また、市においては、生活必需品の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。 ○提案の効果で示してあるとおり、現物支給の例外が認めらることで被災者への支援が迅速に行われるので、制度の改正を望む。 ○大規模災害時の混乱状況を見ると、引換券により対応を行うことが被災者支援・事務軽減につながるものと考えられる。 ○災害救助法は応急的な救助を定めたものであり、現物給付が原則となっている。しかしながら、災害時に迅速、的確な救助を行うためには、金銭給付等も選択可能とできるよう検討する必要がある。	・現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食料等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ・有識者会議においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者との繋がりが疎く」等の利点があり、現金給付については「他用途への使用の懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の事務軽減」等の利点があるとされている。 ・災害救助法に基づく生活必需品の給与については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急務をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではない。また、寄贈を受けたり別に保管した物があつたり、住家に被害を受けても被服等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとされている。熊本市の生活必需品給与における支障事例は、応急仮設住宅への入居時期を大幅に超えて、広く被災者から申請を受けて実施したことから生じた混乱であると史料する。 ・借上型応急仮設住宅の供与における現金給付については、有識者会議の中間とりまとめにおいて、「今後の検討課題」とされており、東日本大震災での提供も継続中であることから、その終息状況や熊本地震の状況も踏まえ、検討を行ってまいりたい。		
299	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。	災害により被害を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害援護資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	内閣府	岩泉町		北海道、岩手県、酒田市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大阪府、北九州市 ○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。	・災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和40年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。 ・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立ち直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>大規模自然災害が発生した場合、自治体を越えた広範囲にわたる重大な被害が想定されることから、被害認定業務においては、標準的手順に基づき、一定の統一された調査が行われ、地方自治体あるいは地方自治体間で混乱が生じないよう、迅速な調査と早期の罹災証明書の交付につなげることが肝要だと考える。</p> <p>「①調査手続きの簡素化」の提案については、同一災害における自治体間の調査手法・判定の差異の解消のほか、罹災証明書の交付時、いわば手続きの初期段階において「写真判定が可能なもの」、「調査を要するもの」の振り分けを行うことで、迅速な被害認定調査と罹災証明書の交付・取得に直結することが見込まれる。</p> <p>具体的には部位、被害程度ごとに用意された多くの事例写真等との照合確認による簡易判定等、罹災証明書の早期交付につながる選択可能な具体的手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等の改正を行う等、地方公共団体に対し周知することを求める。</p> <p>また、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>○ 内閣府（防災担当）において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。</p>	<p>1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府（防災担当）が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。</p> <p>2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいります。</p> <p>3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。</p> <p>4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいります。</p>
<p>・ 現行の災害救助法における「現物給付の原則」は理解している。そのうえで、今回の提案は、被災者に迅速かつ適切な救助を行うための手段に柔軟性を求めるものである。</p> <p>・ 有識者会議では、現金給付の課題として「他用途への使用の懸念」があげられているが、今回の提案事項は、引換券の配付であり、現金給付は行わないため、他用途に使用されることはない。また、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要性」については、被災者の把握は、基本的に被災者からの申請及び罹災証明書の判定に基づいて行っているため、別途把握する必要はないと考える。</p> <p>・ また、御指摘のあった本市の支障事例は、被害が広範囲かつ甚大であったために、多くの申請があったこと、通行止めや再配達といった配達トラブルが多発したことが要因であり、それは現物支給に限定された本制度が、被災地の現状に対応できていないためであると思料する。限られた人員で適切な時期に支給するために、引換券を利用した支給手段の効率化が必要である。</p> <p>・ 借上型応急仮設住宅の供与については、東日本大震災発生時から、繰り返し被災自治体の多大な負担となっている事実を考慮して、前向きに御検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>・ 現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、確実な物資や食料等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常の社会的秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。</p> <p>・ 現物給付の問題については、有識者会議である「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」で検討され、その中間とりまとめ（平成26年8月）においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者との繋がりが続く」等の利点が、現金給付については「他用途への使用の懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の事務軽減」等の利点があるとされている。</p> <p>・ 災害救助法に基づく生活必需品の給付については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、住家に被害を受けても被服等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとされている。御理家の生活必需品の引換券については、第三者へ譲渡してしまう可能性の問題、量販店まで自力で取りに行けない要配慮者への対応等の課題があり、現行制度を維持することが適当と考えている。</p> <p>・ 借上型応急仮設住宅の供与において、契約事務等の手続が煩雑との御指摘があることは承知しているが、熊本地震においては、被災者自ら物件を探し地方自治体へ応急仮設住宅として申請する方式や、国等の職員が派遣などの工夫により、現物給付の課題の改善に、一定の成果を挙げたものと考えている。</p> <p>・ しかしながら、提案団体の意向も踏まえ、借上型応急仮設住宅の契約手続については、契約書の株式会社を関係団体に対して周知するといった所要の措置を講じてまいります。</p>	
<p>災害支援資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう、引き続きご検討いただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 災害支援資金の貸付利率については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、見直しに当たっては、団体間による利率の差異等について、合理的な説明が行えるよう必要な措置を講じるとともに、既貸付団体に混乱が生じないような措置も併せて講じられたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）からは、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付に係る利率の引き下げに向けた検討を進めていく趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ 今後、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に向けて、内閣法制局と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>・ 災害支援資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。</p> <p>・ また、災害支援資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害支援資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。</p> <p>・ しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を引き続き進めてまいります。</p>



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○平成30年度地方創生推進交付金については、新規申請・変更申請ともに平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付けるとの事務連絡が通知されている。これにより年度当初からの事業着手が可能となることから、実現を強く希望する。</p> <p>○回答に「事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい」とあるが、地方創生推進交付金第2回申請（平成29年7月1日付け事務連絡、8月31日実施計画提出期限）については、募集があること自体は想定はしていたものの、前年度の推進交付金第2回申請（平成28年7月6日付け事務連絡、9月30日実施計画提出期限）と比較すると、事務連絡による通知が同時期であるにも関わらず、実施計画の提出期限が1カ月前倒しされたところ。</p> <p>募集を実施することについての事前アナウンスが無い中で、短い期限の募集が行われており、地方が事業設計に十分な期間がとれない等、申請事務に支障が生じている。引き続き、事務連絡等の早期通知を強く希望する。</p> <p>なお、地方創生推進交付金（拠点整備）第3回の募集（平成29年7月18日付け通知、8月31日提出期限）については、全く募集があること自体想定していなかった。</p> <p>○また、継続事業に係る変更申請事務の運用については、多くの自治体が事務負担を感じており、弾力化による負担軽減を強く希望する。</p>		<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p> <p>・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。</p> <p>【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内示が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体を利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。</p> <p>・本年度はまち・ひと・しごと創生総合戦略の中間見直し年にあたり、12月の閣議決定に向けて見直しを行う予定。実施計画書様式については、見直しの議論を踏まえた交付金制度の概要が固まり次第、速やかに通知したい。ただし、様式の大幅な変更はないものと想定されるので、現行様式で検討を進めていただきたい。</p> <p>・申請を検討している自治体を利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいりたい。</p> <p>・軽微な変更については、その定義も含めて今後検討してまいりたい。なお、変更手続きに係る自治体負担軽減の観点から、変更申請に係る実施計画書については、現行は変更の有無にかかわらず全ての項目への記載をお願いしているところではあるが、変更点のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。</p>
<p>提案趣旨に沿った対応を検討していただいており、確実に実行していただけるようお願いしたい。</p> <p>また、30年度以降のプロフェッショナル人材戦略拠点事業については、継続事業として取り扱い、4月1日付け交付決定をお願いしたい。</p>		<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内示が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>・平成30年度地方創生推進交付金については、実施計画の変更の有無にかかわらず、年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p>
<p>○現状では、交付決定後でなければ、事業着手が認められていないことから、申請の受付時期を早めるだけでは支障事例の解消にはつながらず、申請から交付決定までの一連の手続を全体的に早める旨を明確に回答されたい。</p> <p>○認定・交付決定日より前に事業着手することについて、地方創生推進交付金交付要綱第5条の2の規定において、あらかじめ大臣の承認を受けて事業着手できるとされていることから、承認基準を示すなど、当該承認制度を積極的に適用し、財政面で地方の負担が増加しないよう改めて検討願いたい。</p>	地方創生推進交付金交付要綱	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。</p> <p>・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>・第1次回答のとおり、実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体を利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。</p> <p>・地方創生推進交付金を活用して実施する事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金等適正化法」という。）に基づいて適切に執行される必要があり、原則として地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定日以降より事業着手することとなっている。</p> <p>・地方創生推進交付金交付要綱第5条の2についても、補助金等適正化法に基づいて運用していくこととなっており、災害復旧工事等、緊急を要する事業で公益上真にやむを得ないと認められる場合に適用することを想定しているところ。</p> <p>・軽微な変更については、その定義も含めて今後検討してまいりたい。また、変更手続きに係る自治体負担軽減の観点から、変更申請に係る実施計画書については、現行は変更の有無にかかわらず全ての項目への記載をお願いしているところではあるが、変更点のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。</p>
<p>プロフェッショナル人材の活用については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、地方創生の展開を図る施策として位置付けられている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」で、プロフェッショナル人材戦略拠点等におけるKPIを「2020年までに相談件数5万件」と設定している。</p> <p>本事業の継続的な執行に支障を生じさせないよう、早期に交付決定を行うとともに、計画的な執行が可能となるよう、切れ目のない中・長期的なスケジュールを明示していただきたい。</p>		<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>・第1次回答のとおり、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・申請を検討している自治体を利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいりたい。</p> <p>・今後とも、熱意をもって地方創生に取り組む地方公共団体の継続的かつ主体的な取組を支援するため、必要な財源の確保に努めてまいりたい。</p>



内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
188	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化	<p>＜地方創生推進交付金＞ ○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する ○内示時期を可能な限り早める また、内示後の事業着手を認める ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す</p>	<p>事業の計画的な執行と、事務作業の効率化が図られる。 ＜地方創生推進交付金関係＞ ・交付金を利用した事業の着手時期を早めることができる。 ・次年度以降の年間の事業計画策定や変更の準備などを計画的に実施できる。</p>	<p>地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&amp;A</p>	内閣府	矢巾町		<p>北海道、旭川市、秋田県、鹿沼市、福島県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県川崎市、三条市、長野県、静岡県、富山県、愛知県、名古屋市、愛媛県、福岡県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本県、宮崎県、宮崎県、鹿児島市、鹿児島県、鹿児島市</p> <p>○新規事業や変更要件継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事例に支障が生じている。 ○結果内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。 ○【支障事例】 平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○承認された事業計画に必要となる事業費の増額、または、2割を超える減額等、別途算出が必要となる場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途算出を要する必要がある。事業推進上の支障となっている。 ○事業計画策定を定める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化するとともに、内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認めるなど、地方創生に取組む自治体の負担軽減及び効率的な事業実施に配慮すること。 ○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手が難しいなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなる。 ○平成29年度以降の交付金申請スケジュールが示されており、事業を計画的に準備・実施する事が出来ない。 ○会計年度の制約のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのための3月の予算案議決後速やかに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が9月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は集費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ○また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に集費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で実務的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	<p>各府省からの第1次回答</p>	
189	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金実施計画後継に地域再生計画の認定申請を受け付ける ＜地方創生推進交付金＞ ○認定申請不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う ＜制度全体＞ ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	<p>地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続きを進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り付けることとなった。結果的に不要な事務手続きを、短期間で処理する必要がある。 地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。</p>	<p>事務の効率化を図り、効果的な事業の推進が図られる。 ＜地域再生計画関係＞ ・地域再生計画の事務手続きの効率化。 ・地方創生推進交付金関係) ・地方自治体における地方創生事業の推進。地方創生推進交付金の積極的な活用が図られる。 ＜制度全体＞ ○国の事務体制を拡充し、スピード感のある事業の推進と、地方公共団体における次の事業計画策定準備などを計画的に実施できる。</p>	<p>地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&amp;A</p>	内閣府	洋野町		<p>北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県川崎市、三条市、長野県、静岡県、富山県、愛知県、名古屋市、愛媛県、福岡県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本県、宮崎県、宮崎県、鹿児島市、鹿児島県、鹿児島市</p> <p>○不採択となった事業について、不採択理由が示されなかったため、本県市町村において再申請に向けて実施計画の策定を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り付けることとなった。結果的に不要な事務手続きを、短期間で処理する必要がある。 ○【支障事例】 ・当期においては、2事業(計画)の不採択があったが、具体的な不採択理由が示されなかったため、再申請に向けた事業内容の策定に支障が生じている。 ・次回(2次分)以降のスケジュールが示されなかったため、月修正予算等の予算編成スケジュールとの調整ができない。 ○明確な採択基準や不採択になった理由が示されないこと、次回(新年度)の申請ルールや様式の提示から、申請内容の策定に支障が生じていること、事業内容の十分な検討が実施されていないこと、 ○不採択となった事業には、不採択理由の簡潔な説明を要するなど、速やかに次回以降のスケジュールを示すことに加え、事前相談から申請まで十分な時間を設けることで、不採択団体自体を減らすことができる。</p>	<p>＜地域再生計画＞ 地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定申請については、採択事業公表(内示)後の交付申請のうち、速やかに交付決定できるよう、交付金実施計画と同時期に申請を受け付け、並行して審査を行っているところである。 その際、地域再生計画については、地域再生計画と交付金実施計画の記載フォーマットの作成及び記載内容の共通化等の取組により、事務負担の軽減を行っている。また、交付金実施計画が不採択になった場合等の地域再生計画の認定下げについても、特設書面による事務手続きを求めている。 なお、全国の地方公共団体からの認定申請の審査には一定の処理期間(法律上は申請を受理した日から三月以内に認定)が必要であるため、採択事業公表後に申請受けを行い審査を開始する場合、現状より認定・交付決定時期が遅れてしまうことが考えられる。 ＜地方創生推進交付金＞ ○事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努め、申請内容の磨き上げを積極的に支援してまいりたい。 ○制度全体) ・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示ししているところ。</p>	
246	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生関係交付金の運用の見直し	<p>【制度改正の必要性】 現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままで、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまっている。 【支障事例】 平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。政府関係機関移転基本方針(H28.3.22まち・ひととし創生本部決定)1ー2(1)による事業を申請したが不採択になっている。</p>	<p>地方の自主的な取組や創意工夫が発揮されることで、地域の実情に応じた取組を主体的に進めることができる。</p>	<p>地域再生法第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第10条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&amp;A</p>	内閣府	新潟県、茨城県、群馬県		<p>北海道、旭川市、秋田県、鹿沼市、福島県、ひたちなか市、神奈川県川崎市、三条市、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、愛知県、名古屋市、愛媛県、福岡県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本県、宮崎県、宮崎県、鹿児島市、鹿児島県、鹿児島市</p> <p>○地方創生推進交付金について、不採択の場合に理由が明示されなかったため、本県市町村において再申請に向けた実施計画の策定を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り付けることとなった。結果的に不要な事務手続きを、短期間で処理する必要がある。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○新規事業や事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末とされていることから、年度当初から事業を実施する際は、別途算出を要する必要がある。事業推進上の支障となっている。 ○基本的な事業内容が変更されず、事業費に支障があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事業着手について条件の緩和が求められる。 また、事業の一部不採択について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不明瞭さがある。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。 ○交付決定前に交付金行為を行えないこと、民間事業者との契約締結に支障が生じている。年度当初から執行が可能になれば、内示後事業計画の策定が可能になるので、認定スケジュールを改めるべき。 ○詳細基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由も明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方創生推進交付金について、年度当初から事業実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ○また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に集費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で実務的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	<p>申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受け実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。))以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。 ○審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いしたい。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的に活用いただきたい。</p>	
287	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の抜本的な見直し	<p>1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる支障があるため、事前着手の制約を排除すること。 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方創制では地方創制で予算措置を要する見直しが必要である。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。</p>	<p>各地域の創意工夫に富んだ取組を計画的に執行することが可能となり、交付金の趣旨に沿った地方創生の実現に資する。</p>	<p>地域再生法第13条第1項 地方創生推進交付金制度要綱 地方創生加速化交付金制度要綱</p>	内閣府	兵庫県、津本市、淡路市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、神戸市、神戸市、関西広域連合		<p>北海道、旭川市、秋田県、鹿沼市、福島県、ひたちなか市、神奈川県川崎市、三条市、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、愛知県、名古屋市、愛媛県、福岡県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本県、宮崎県、宮崎県、鹿児島市、鹿児島県、鹿児島市</p> <p>○新規事業や変更要件継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事例に支障が生じている。 また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○基本的な事業内容が変更されず、事業費に支障があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事業着手について条件の緩和が求められる。 また、事業の一部不採択について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不明瞭さがある。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。 ○【年度当初からの事業着手】 新規事業、継続事業共に、交付決定が年度を明けて以降にも関わらず交付決定以前の事業着手が認められていないため、継続性や機動性を求める事業の年度当初からの着手が困難となっている。事前着手を認めるか、もしくは、交付決定時期を前倒しにするなど、年度当初から事業着手できるように制度改正を要する。 ○【不採択理由の明示】 不採択となった事業について、不採択理由を内閣府に問い合わせても曖昧な回答しか得られず、次に繋げるための事業改善策が示されていない。不採択理由も明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方創制では地方創制で予算措置を要する見直しが必要である。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。 ○地域内の団体、企業などと連携して進める事業などの継続的な事業実施が困難となる場合があるため、事前着手の制約を排除していただきたい。 ○地域内の団体、企業などと連携して進める事業のうち、事業内容に変更を伴う部分については交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。 ○地方創生推進交付金について、平成29年度の実施計画を変更し提出したが、変更交付決定が5月末以降のため事業着手が遅れている。また、継続事業となった事業あり内示が6月になったため、変更着手が遅れた事業がある。計画的な事業実施における運用の改善を要する。 ○【制度改正の必要性】 現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままで、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまっている。 【支障事例】 平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。政府関係機関移転基本方針(H28.3.22まち・ひととし創生本部決定)1ー2(1)による事業を申請したが不採択になっている。</p>	<p>実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受け実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。))以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。 ○審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いしたい。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的に活用いただきたい。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
意見なし	—	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができることとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p>	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
○同時期の申請受付理由と、短期間での照会に対応するためのご配慮については承知しました。 ○今後の支援体制については、より一層の充実をお願いします。 ○申請スケジュールについては、今回の第2回募集については、大きな制度改正等を伴うため、許年度より遅い時期に示されたものと推測しますが、大きな見直し（許年度より早いかなど）だけでも早い段階で情報提供いただくようご配慮いただきたい。	—	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができることとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p> <p>【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。 ・不採択となった事業は、公表されている審査基準に基づき総合的に審査を行った結果であり、事前相談等でお問い合わせをいただいた場合には個別にご説明を行っているところ。引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。 ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、施設整備事業をはじめとしたハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、引き続き地方のご意見を踏まえて運用の改善に努めてまいりたい。 ・審査に伴う有識者からの具体的なコメント等については、採択結果を通知する際に情報提供させていただいているところ。引き続き、今後の事業検討に有益と思われる内容については、積極的に情報提供していく所存。
交付決定のスケジュールにより、前年度からの継続事業以外の新たな取り組みが年度当初から事業着手できず、また、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されない場合があるなど、現行制度・運用のままで、地方の自主的な取組や創意工夫が制限される面があるため、運用の改善を願いたい。	—	<p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができることとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p> <p>【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体を利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。 ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて適切に執行される必要があり、変更申請においても同様に運用してまいりたい。 ・不採択となった事業は、公表されている審査基準に基づき総合的に審査を行った結果であり、事前相談等でお問い合わせをいただいた場合には個別にご説明を行っているところ。引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。 ・審査に伴う有識者からの具体的なコメント等については、採択結果を通知する際に情報提供させていただいているところ。引き続き、今後の事業検討に有益と思われる内容については、積極的に情報提供していく所存。
①適化法の趣旨は理解しているが、現行、年度当初（4月1日付け）に交付決定されないことにより、年度内執行が困難となるなど地方の事業執行に多大な影響を与えている。従前は、一定の場合の事前着手が認められていたが、現在は事実上認めないとされ、地方側に混乱が広がっている。そのため、事前着手が認められないとすれば、必ず年度当初（4月1日付け）から事業着手できるように改善していただきたい。 また、重要申請の際には必ず交付決定まで審査期間が必要となり、事業着手まで空白期間が生じることから、事前着手が可能となるよう制度改正を行っていただきたい。 ②審査基準は示されているが、地方自治体が当該基準に基づき先駆性などの評価基準を満たしているかと判断して交付申請を行っても、不採択の理由が全く示されないため、地方自治体側で改めて先駆性などの評価基準を満たす申請に修正することができず、再申請に当たり事業内容の見直しができない。 また、不採択事業の再設計に当たっては、個別具体的な詳細・意見の提供が不可欠であるが、事前相談等の助言は抽象的なものとなっている。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、不採択理由を明示するとともに、改めて具体的に客観的に評価・審査できる評価基準を示していただきたい。	—	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができることとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p> <p>【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体を利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。 ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて適切に執行される必要があり、変更申請においても同様に運用してまいりたい。 ・不採択となった事業は、公表されている審査基準に基づき総合的に審査を行った結果であり、事前相談等でお問い合わせをいただいた場合には個別にご説明を行っているところ。引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。 ・審査に伴う有識者からの具体的なコメント等については、採択結果を通知する際に情報提供させていただいているところ。引き続き、今後の事業検討に有益と思われる内容については、積極的に情報提供していく所存。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
274	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	【現状】 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。 また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。 【支障事例】 神戸市の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないこと等から、これを更新する必要があり、市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。	県の重要な拠点である三宮周辺地区の再整備が促進されることで、にぎわいの創出や国際競争力の向上、地域の回遊性向上等が期待できる。	・都市再開発法第3条 ・都市再生特別措置法第2条	内閣府、国土交通省	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都府、神戸市、関西広域連合			市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなされていない建築物が多く、都市機能の更新と道路等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される事業である。このため、市街地再開発事業の施行区域は、現に土地を有効・高度利用している耐火建築物の割合が低く、低度利用の非を放置されている区域(区域内の一定の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の3分の1以下)等であることを、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として求めているところである。さらに、施行区域要件を満たせば、強制力をもって市街地再開発事業の施行が可能となるものである。このような制度趣旨に鑑みれば、たとえ都市再生緊急整備地域内であったとしても、当該要件を撤廃することはできない。 また、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号)により、都市再生特別地区等に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の4分の3未満のものについて施行区域要件を満たすこととなるよう見直しが行われ、地域において求められる建築面積の最低限度からみて著しく狭小な建築面積を有する建築物がある場合には、地方公共団体の都市計画の定め方次第で市街地再開発事業を施行することが可能となったところである。 なお、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談されたい。	
91	B 地方に対する 規制緩和	その他	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかのみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	内閣府	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県		福島県	公益法人が提出する変更の届出のかがみ文書には、変更された項目・概要を代表者、法人名称等に限らず記載していただくこととしており、法人情報の変更内容(変更前後の比較を含む)を把握するために求めている。一方で、公益法人の監督上、その法人の基礎となる情報を最新の状態で一元的に整理・把握する必要から、変更の届出の際に法人の基本情報を別紙に記載するよう求めている。 なお、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けて、内閣府においても、公益法人が変更届等を提出する際に用いるシステム改修の検討を進めているところ。	
92	B 地方に対する 規制緩和	その他	公益法人に係る事業報告書の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	内閣府	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県		沖縄県	公益社団法人における役員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な構成要素とされている。このような法人に関する情報については、行政庁において公益法人に係る情報の公開(請求があった場合の閲覧)を行っている(公益法人認定法第22条第2項、第3項)ことから、行政庁への閲覧請求に対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めている(同条第1項)。 なお、法人の事務負担の軽減のため、事業報告等に添付する社員名簿は新たに作成することを求めておらず、既に法人において作成されている社員名簿(一般法人法第31条)を添付していただくこととしている。	
93	B 地方に対する 規制緩和	その他	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の順に見直しの声がしばしば聞かれる。	移行法人の事務負担が軽減される。	整備法第124条 同法施行規則第34条	内閣府	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県		福島県、山梨県、愛媛県	公益目的支出計画の実施完了確認請求及びこれに対する行政庁の確認が行われた場合には、そもそも移行法人(整備法第45条の認可を受けて移行の登記をした一般社団法人又は一般財団法人であって公益目的支出計画の実施完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)に該当しなくなるため、整備法上は公益目的支出計画実施報告書の提出を重複して求めることはされていない。その理由は以下のとおりである。 ・移行法人は、自ら作成した公益目的支出計画に基づく公益のための支出をすることにより、公益目的財産額に相当する額の全額を公益の目的に支出した場合に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を行政庁に求めることができることとなっている。(整備法第124条) ・その際、移行法人は、公益目的支出計画実施完了確認の請求書に公益目的財産残額が0円となった毎年度に係る計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を添付して、提出することとなっている。(整備法施行規則第34条) ・公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公益目的支出計画に基づく義務が解除され、行政庁による監督も終了することから、公益目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第123条)  今回の御提案を踏まえ、上記の制度趣旨については、移行法人の負担を増やすことのないよう、改めて都道府県に周知して参りたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
近年、都心部においては、土地の利用が細分化され老朽化が進行している建築物と既に再整備が行なわれた建築物が混在しているなど、土地の利用状況が多様化している。とりわけ、都市再生緊急整備地域においては、急速な国際化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化等や防災機能の確保に取り組む必要があることから、市街地再開発事業に当たっては、地方自治体が「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全である」と判断すれば事業実施できるよう見直しを求める。また、都市再生特別地区等に関する都市計画において建築面積の最低限度を大きく設定することにより、大規模な耐火建築物を耐火建築物としての取扱いから外すことで、小規模な建築物の移転・再築が事実上困難となり、事業計画を立案する上での柔軟性がなくなるという課題がある。	-		-	【全国知事会】市街地再開発事業の耐火建築物に関する面積要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		第1次回答でもお答えしたとおり、市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなされていない建築物が多く、都市機能の更新と道路等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される公共性の高い事業であり、権利変換処分や建築制限等、事業地区内の権利者の私権財産に対して一定の強制力が及ぶ事業である。このため、施行区域要件は、関係権利者の権利の保護、事業の円滑な施行及び事業の適正を担保するため、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として、法律により公正かつ全国的に統一して定める必要がある。また、都市計画制度は、都市計画が決定されることにより、土地の利用に対して一定の財産権の制限が行われ、適切な内容の都市計画が定められなかった場合に事後な是正を行うことは、私人の権利や社会経済への影響が甚大であるため、都市計画決定により発生する制限の内容や決定等を行う際の公正な基準や手続については、法律で定める必要がある。本規定は、第一種市街地再開発事業は、権利変換手続という特別の手法を用いることを認めていることから、都市計画法の都市計画基準を補充する特別の条件として施行区域要件を定めるものであり、関係権利者の権利の保護、事業の円滑な施行及び事業の適正等を担保するための規定であり、法律において規定される必要があるため、条例に委任することはできない。なお、本規定は、地方分権改革推進委員会「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（平成21年6月5日）で整理された方針に沿って、地方分権推進委員会の小早川委員を中心に構成されたワーキング・グループによる見解において、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む）」となる計画を策定する場合」に該当し、規定の存置が許容されると結論づけられたところ。また、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談されたい。
内閣府では次年度後半からの適用を目指してシステム改修を現在進行中と伺うが、今回の提案の公益法人の変更層等の書類削減もシステム改修に反映させるなど、公益法人の事務負担の軽減に向けて一層努めていただきたい。	-		-			現在、利用者（公益法人及び行政庁）の利便性向上等のため、平成30年10月の運用開始を目標として次期システムの開発を行っている。その設計・開発に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行うなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めてまいりたい。
事業報告の審査において社員名簿は必須書類と思われたい。目的の提案であったが、公益法人に係る情報の公開（請求があった場合の閲覧）に行政庁が対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めているとの回答は、情報公開を推進する観点から理解できる。但し、社員名簿は、実質内容の審査は出来ないもので、情報公開の対象とならない住所入り社員名簿は、毎年提出が義務づけられている事業報告の添付書類から除外することとしていただきたい。なお、事業報告に添付する社員名簿の他に住所入りの社員名簿が適切に作成保管されていることの確認は、3年に1回実施する法人立入検査時に行えば十分と考える。	-		-			公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する者、基本的な構成要素とされており、公益法人認定法上、社員に關係する規定が公益認定及び監督の基準として設けられている。例えば、公益法人認定法第5条第3号において社員に特別の利益を与えないものであることが規定されており、この規定の適合性に關し疑義が生じた場合には、特別の利益を受けた疑いのある者が実際に社員である又は社員であったかを含めて確認する必要がある。また、公益法人認定法第6条第6号において「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」が次権事項として規定されており、状況に応じて社員に暴力団員等が含まれるかを確認する必要がある。上述のような規定への適合性に關し、監督上の必要に応じて迅速に確認を行うためには、毎年度、社員名簿の提出を求める必要がある。御指摘のとおり、定期的な立入検査においても、社員名簿が適切に作成・備置がされているかを確認するが、定期的な立入検査は、監督上必要な書類の提出を定期的に求めることは別に行われるものであり、また、法令によりその頻度等が規定されているものではないことから、立入検査の際に社員名簿の提出を受けることによって、毎年度の社員名簿の提出を代替することはできない。また、規定への適合性に關し確認を行う際には、社員の氏名・住所を合わせて確認することにより、同姓同名の者を排除することができ、精度の高い確認が行えることから、住所を含めた社員名簿の提出を求める必要がある。その一方で、公益法人の事務負担の軽減も重要であると考えられることから、行政庁に提出する社員名簿の様式を定めておらず、一般法人法第31条の規定により既に作成することとされている社員名簿を添付していただいている。さらに、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けては、公益法人が事業報告等（社員名簿を含む）の提出に利用する電子申請システムについて、平成30年10月の運用開始を目標として、次期システムの開発を行っている。その設計・開発に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行うなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めてまいりたい。
公益目的支出計画の実施が完了した移行法人は、実施報告書を別に提出の必要はなく、直ぐ完了確認請求が行えるという見解について、従来は示されていないので、移行法人の負担を増やすことのないよう、上記の制度趣旨について改めて都道府県に周知したいとのことであるが、都道府県と合わせて移行法人に対して、早期に周知徹底するようしていただきたい。	-		-			御提案を踏まえ、事業年度終了後3か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた場合には、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書については、別途提出する必要はない旨、改めて認可行政庁（都道府県）に周知してまいりたい。また、公益目的支出計画の実施完了確認に係る認可行政庁の事務処理については、個別の移行法人の状況や、各行政庁における処理方法及び業務状況に応じて、当該事務処理に必要な期間は異なるものと思料。これらの事情を勘案せず、移行法人に対し一律かつ直接に上記の説明を固から行なった場合、移行法人に対して実施報告書の提出が不要となったかのような過度な期待を抱かせるとともに、移行法人による認可行政庁への事務処理期間に關する問合せの増加を招くおそれがあるなど、移行法人及び認可行政庁の負担を増加させる可能性がある。このため、上記説明に關しては、個別の移行法人の状況等を把握する認可行政庁から、必要に応じて周知されるべきものと思料。国としては、各認可行政庁に対して、制度趣旨等を踏まえた本件提案に係る見解の周知を行ってまいりたい。